

令和4年度 第3回山北町農業委員会総会 会議録			
召 集 年 月 日	令和4年6月28日(火)		
召 集 場 所	山北町役場 401 会議室		
開・閉会日時	開会	令和4年6月28日 午前9時30分	
	閉会	令和4年6月28日 午前10時30分	
応(不応) 招委員 及び出席並びに欠席委員 出 席 10名 欠 席 1名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏 名	出欠等の別
	1番	杉山 照枝	△
	2番	二宮 慶晃	○
	3番	磯崎 加代子	○
	4番	細谷 晋之	○
	5番	三尋木 重夫	○
	6番	高杉 光男	△
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○
	推進委員 岸地区	田渕 康男	○
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○
会議録署名委員	5番	三尋木重夫	2番
出席した事務局		事務局員	尾崎、瀬戸
会議に付した案件	別紙のとおり		
会議経過	別紙のとおり		

山北町農業委員会第3回総会会議録

令和4年6月28日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

事務局 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員 6名中 5名が参加しているため、開催の要件を満たしています。

資料の訂正があります。本日の議題で農地法 5 条の申請がありましたが、県の担当者から土地の整備費用を土地所有者が負担するので、自己転用にあたるとのことでの農地法 4 条の申請に変更となりました。当日の変更となり申し訳ありません。それではよろしくお願いします。

議長 : 1 つ目の議案ということで農地法 3 条の規定による許可申請について事務局から説明願います。

事務局 : 議案第 2 号は [] が対象者にあたるため、農地法 31 条：農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとあります。こちらは、推進委員にも適用されるのが望ましいとのことでしたので、第 2 号議案がおわるまで [] は、一時退席します。([] が退席する)

1 ページをご覧ください。議案第 2 号農地法 3 条の規定による許可申請について説明します。本案件は、譲渡人が農地の管理が難しくなったため譲受人に農地を譲渡するものです。申請箇所は、[] の [] m²です。譲渡人の [] から譲受人の [] へ所有権を移転します。

2 ページから 10 ページが申請書です。2 ページの 2 許可を受けようとする所在等をご覧ください。申請箇所は無償で譲渡されます。

4 ページをご覧ください。[] は自作地として [] m²を所有しており、下限面積要件の 15 アールを満たしています。

5 ページをご覧ください。今現在、柑橘が植わっており、そのまま栽培する予定です。

6 ページをご覧ください。[] は農作業従事日数が 200 日、また妻は年間 100 日、夫婦合わせて 300 日と要件を満たしています。

11、12 ページが全部事項証明書です。

13、14 ページが位置図です。14 ページをご覧いただくと申請箇所の隣に譲受人の自宅があることがわかります。

15 ページが公図兼写真方向図です。

16 ページから 18 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。草刈りがされており、適正に管理してあることや柑橘類が植えられていることを確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何かありますか。

遠藤推進委員 : 譲受人の家の隣なので通作距離は問題ありません。また現地は、大きな蜜柑が植

わっており管理は大変だと思いますが譲受人は栽培経験もあるので問題ないかと思います。

議長 : 何か意見等ありますか。特に意見がないようでしたら承認していただけますか。
(全員) 意見なしの声。全員賛成よって議案第2号は可決されました。

([REDACTED] が入室する。)

議長 : 続きまして議案第3号農地法4条の規定による許可申請について説明願います。
事務局 : 19ページご覧ください。議案第3号農地法4条の規定による許可申請について説明します。申請箇所は [REDACTED] の [REDACTED] m²です。転用理由は、申請人が所有する [REDACTED] に道路から進入するときにスロープが急なため駐車場を設置することが出来ないので、本件の申請箇所に2台分の駐車場をつくるためです。

20ページが申請書です。令和4年8月1日から3週間工事を行います。

21ページが全部事項証明書です。

22、23ページが位置図です。23ページの地図上で岸児童公園の周辺にあることがわかります。関連土地 [REDACTED] が宅地の場所です。

24ページが公図です。太く囲われているところが申請箇所です。

25ページが工程表です。ご覧の工程で進めていきます。

26ページが土地利用計画図兼写真方向図です。ご覧のとおり、2台分の駐車場を設置する計画です。

27、28ページが田渕推進委員に確認していただいた時の写真です。周辺に、営農している農地がないので影響がないことと思われます。農業用倉庫につきましては、撤去はせずそのまま倉庫として使用すると聞いています。

29ページが関連する土地の写真です。ご覧のとおり、傾斜があるため駐車場の設置は難しいことがわかります。以上です。

議長 : 現地を確認した田渕推進委員から何かありますか。

田渕推進委員 : 現地は、住宅に挟まれた場所で、後方に農地はありますが耕作していないので問題ないことと思われます。

議長 : 何か意見等ありますか。

三尋木委員 : 関連する宅地も申請者の所有地ですか。

事務局 : はい、申請者の所有地です。

三尋木委員 : 今後は誰かに販売するということでよいか。

事務局 : 宅地と駐車場をセットにして販売する計画です。

議長 : その他何か意見はありますか。特にないようなので採決に入ります。賛成の方は挙手してください。(全員挙手) 全員賛成よって第3号議案は可決されました。

議長 : 報告事項ということで引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局から説明願います。

事務局 : 30ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明します。申請者は [REDACTED] 氏です。

31ページをご覧ください。当該箇所は、 [REDACTED] です。

32 ページをご覧ください。当該箇所は岸幼稚園の周辺にあります。

33 ページが写真方向図です。

34 ページから 37 ページが田渕推進委員に現地を確認していた時の写真です。多少雑草が茂っていますが、柑橘類や梅を栽培していることを確認し、本証明を発行しました。証明書を渡すときに、草刈りのお願いをしたところ、現地確認の翌日には行ったとのことです。37 ページ下段が草刈り後の写真です。以上です。

- 議長 : 現地を確認した田渕推進委員から何かありますか。
- 田渕推進委員 : 雑草は伸びていましたが、耕作していないというわけではなく、見るタイミングにより雑草が伸びたのかなという印象です。特に問題はありませんでした。
- 議長 : 何か意見等ありますか。特になれば、非農地証明について事務局から説明願います。
- 事務局 : 38 ページをご覧ください。非農地証明について説明します。申請者は [REDACTED] [REDACTED] です。当該箇所は、[REDACTED] の [REDACTED] m² です。3 月に農地法 3 条で茶畠の所有権を移転したものと同様に、今回の案件につきましても、西辻氏が土地の管理を出来ないため、周辺の農地を管理している [REDACTED] に所有権を移すため非農地証明願いが出されたものです。

39 ページが全部事項証明書です。

40、41 ページが位置図です。[REDACTED] に進んだ先に当該箇所があります。41 ページが拡大図です。

42 ページが公図兼写真方向図です。

43 ページから 45 ページが杉本推進委員に確認していただいた時の写真です。農地としての実体はなく、ご覧のとおり山林化していることを確認したので非農地証明を発行しました。以上です。

- 議長 : 現地を確認した杉本推進委員から何かありますか。
- 杉本推進委員 : 当該地は、山林の様相となっており、傾斜がひどく農地としての利用は困難と判断し、以前、農地法 3 条が出された時に非農地証明の方がよろしいのではないかと私から提案しました。
- 議長 : 何か意見等ありますか。
- 瀬戸推進委員 : 現地の木はどれくらいの太さであったか。
- 事務局 : 太いので 40 cm くらいでした。
- 議長 : その他、何か意見等ありますか。特になれば、事務局から農地の解約について説明願います。
- 事務局 : 46 ページをご覧ください。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について説明します。こちらは、賃貸借や使用貸借した農地を解約にするときに必要な書類で、農地法 3 条は合意解約をしないと自動で契約が更新されます。今回は、[REDACTED] [REDACTED] に [REDACTED] から [REDACTED] へ茶畠の使用貸借権を設定したものを解約する案件です。当該箇所は、[REDACTED] の [REDACTED] m² です。

47 ページが合意解約通知書です。

48 ページが全部事項証明書です。

49 ページ、50 ページが位置図です。谷峨駅の周辺にあります。50 ページが拡大図です。以上です。

- 議長 : 何か意見等ありますか。
細谷委員 : 農地の解約はどちらから申し出があったものですか。
事務局 : 借り人の [] から申し出がありました。
細谷委員 : 解約の理由は何ですか。
事務局 : 茶畑を管理するのが厳しくなったのが理由と聞いています。
山崎推進委員 : 借り人の年齢はどれくらいでしょうか。
事務局 : 50 代です。
議長 : その他何か意見等ありますか。特になければ報告事項を終わりにします。

5 その他

- 議長 : その他ということで事務局から何かありますか。
事務局 : 1 点目、以前の総会時に、違反転用の未然防止ということで、8 月 1 日の広報に農地転用について掲載することが決まりました。
2 点目、農地法 3 条と利用権設定の違いについて別紙のとおり説明。以上です。
議長 : その他何か意見等ありますか。
遠藤推進委員 : 農地法 3 条で権利の移転を行った場所が、耕作していない場合はどうするのか。
また権利移転後何年経過したら転用が可能となるのか。
事務局 : 耕作していない場合の対応については、耕作者に連絡をして状況を聞きます。
原則として、3 年 3 作後でなければ農地法の手続きをすることが出来ません。
議長 : その他、特になれば次回総会の日程を決定したいと思います。
次回は 7 月 25 日 9 時 30 分からということでよろしいでしょうか。
全員 : 異議なし。
議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくお願ひします。

7 閉会

- 議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(10 : 30)